

国保料の納入

国保料の納入義務者は世帯主です！
国保に加入していない世帯主の方も、世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主に国保料が賦課されます。

◆ 普通徴収の納期 ◆

4月から翌年の3月までの保険料を7月から12月までの6回で納めていただきます。

令和7年度の納期限・・・・・・納め忘れのない口座振替をお勧めします。

期別	月日	期別	月日	期別	月日
1期	7月25日(金)	3期	9月25日(木)	5期	11月25日(火)
2期	8月25日(月)	4期	10月27日(月)	6期	12月25日(木)

◆ 特別徴収[年金からの天引き納入]について ◆ (次の条件を満たす方が対象です。)

- ①世帯主が国保加入者であること。
- ②世帯の国保加入者が全員65歳以上75歳未満であること。
- ③1年間に受け取る年金額が18万円以上であること。
- ④介護保険料が特別徴収であること。
- ⑤国保料と介護保険料を合わせた額が年金額の1/2を超えないこと。

特別徴収から普通徴収への切替手続き

年金からの天引き納入ではなく、口座振替による納付を希望される場合は、「国保料納付方法変更申出書」の提出が必要です。役場住民課保険グループの窓口で手続きしてください。

◆ 年度途中の加入・喪失の場合 ◆

年度の途中で国保に加入された時は、資格取得された月から月割で計算します。
また、年度の途中で資格喪失された時は、喪失された月の前月までの月割で計算します。

例：8月1日国保加入・8月10日手続き→8月～翌年3月までの8か月分が賦課されます。
(保険料は9月に決定するので、9月～12月までの4回で支払っていただきます。)

例：8月1日社保加入・8月10日手続き→4月～7月までの4か月分が賦課されます。
(保険料は9月に決定するので、1期・2期を支払済みの場合、再計算して多く納入されている場合は還付し、足りない場合は納付書を新たに発布します。)